

J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款の変更について（新旧対照表） ※2023年2月1日付で変更

■ J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款

変更後	変更前	変更
<p>V. 料金等</p> <p>・19.単位料金の調整</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり）</p> <p style="text-align: center;">64,090 円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり）</p> <p>別表第 3 に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たり LPG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算式)</p> <p>平均原料価格</p> <p>= トン当たり LNG 平均価格×0.9476</p> <p>+ トン当たり LPG 平均価格×0.0569</p> <p>(備考)</p> <p>トン当たり LNG 平均価格及びトン当たり LPG 平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。</p>	<p>V. 料金等</p> <p>・19.単位料金の調整</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり）</p> <p style="text-align: center;">64,090 円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり）</p> <p>別表第 3 に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たり LPG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 136,080 円以上となった場合は、136,080 円といたします。</p> <p>(算式)</p> <p>平均原料価格</p> <p>= トン当たり LNG 平均価格×0.9476</p> <p>+ トン当たり LPG 平均価格×0.0569</p> <p>(備考)</p> <p>トン当たり LNG 平均価格及びトン当たり LPG 平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。</p>	<p>削除</p>

<p>(算式)</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>付則</p> <p>1.本約款の実施期日 (実施期日) この改正規定は、2023年2月1日から実施します。なお、付則3に定める特別措置は、2023年2月の料金から適用いたします。</p> <p>2.「19.単位料金の調整」(2)②について 本約款の実施に伴う移行措置として、19(2)②によって算定された平均原料価格(トン当たり)が以下の金額を上回る場合は、平均原料価格は以下の金額といたします。</p> <p>2023年3月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 152,740円 2023年4月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 165,290円 2023年5月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 177,860円 2023年6月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 177,860円 2023年7月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 177,860円 2023年8月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 177,860円</p> <p>3.「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(以下、「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、総合経済対策として決定された単価以上の最小値を調整単位料金(1立方メートル当たり)から引き下げるため、19(2)②に定めるトン当たりLN</p>	<p>(算式)</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>付則</p> <p>1.本約款の実施期日</p>	<p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p>
---	---	-------------------------------

<p>G平均価格は、別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した値から必要な最大の金額を引き下げたものとします。</p> <p>(2) (1)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p>		
---	--	--